

登米市消費生活通信

2024年 第10号 (2月)

災害に便乗した悪質商法にご用心！

地震、大雨などの災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生しています。悪質商法は災害発生地域だけが狙われるとは限りません。災害に便乗した悪質な商法には十分注意してください。



相談事例

- 台風で自宅の屋根瓦がずれ、見積もりのつもりで業者を呼んだら、屋根にビニールシートをかけられ高額な作業料金を提示された。仕方なく支払ったが納得できない。
- 3年前に起きた災害の被災地調査員を名乗り、保険の請求期限まで半年を切ったので、保険金請求のためのサポートをしろと言われ、契約したがクーリング・オフしたい。
- 台風の後片づけをしていたら、業者が来訪し、損害保険を使って無料で雨樋修理ができる、経年劣化で壊れたものも保険でできると言われた。不審だ。
- ボランティアを名乗る女性から募金を求める不審な電話があった。
- 市役所の者だと名乗る人が自宅に来訪し義援金を求められた。



★ アドバイス ★

- ◆ 契約を迫られても、その場では決めず、できれば**複数の事業者から見積もりを取って比較検討**しましょう。
- ◆ **保険の請求はご自身で簡単に行うことができます。**ご自身が保険会社に請求する場合、手数料はかかりません。（保険の請求方法はご加入の保険会社にお問い合わせください。）
- ◆ 経年劣化による損傷と知りながら、自然災害などの事故による損傷と申請するなど、**うその理由で保険金を請求することは絶対にやめましょう。**
- ◆ **寄付をする際は、募っている団体等の活動状況や用途をよく確認し、確かな団体を通して送る**ようにしましょう。
- ◆ **公的機関が、電話等で義援金を求めることはありません。**



全国共通の電話番号
「消費者ホットライン」

☎1888



フィッシング詐欺に注意!!

～ そのURLのクリック、ちょっと待って!～

事業者や公的機関などの実在する組織をかたる SMS（ショートメッセージサービス）やメールを送信し、パスワードや ID、暗証番号、クレジットカード番号などの個人情報を詐取したうえ、クレジットカード等を不正利用するフィッシングに関する相談が多く寄せられています。



【事例】 大手通販サイトから携帯電話に「会員満期通知」という件名でメールが届いた。メールを開くと、「月会費 550 円が引き落としできませんでした」と書いてあり「会員ログイン」という記載があったのでタップして遷移した。切り替わったページにはクレジットカード番号を入力する欄があったのでクレジットカード番号を入力した。しばらくしてクレジットカード会社から連絡があり第三者に 5 万円使われたことがわかった。どうしたらいいか。



フィッシング対策のチェックリスト

★事業者や公的機関などの SMS やメールを見るときは

- ★ 日頃利用している事業者等からでも、まずフィッシングを疑う。
- ★ 記載されている URL にはアクセスせず、事前にブックマークした正規のサイトの URL や、正規のアプリからアクセスする。
- ★ 事前のブックマークがない場合や、少しでも不安に思う点があれば、事業者等の正規のサイトでフィッシングに関する情報がないか確認する。

★フィッシングサイトにアクセスしたと気づいたら

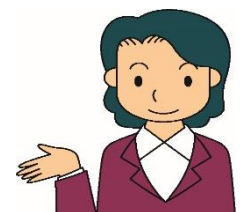
- ★ ID・パスワード、クレジットカード番号等は絶対に入力しない。
- ★ フィッシングサイト上のアプリをダウンロードしない。

★フィッシングサイトに情報を入力してしまったら

- ★ 同じ ID・パスワード等を使い回しているサービスを含め、すぐに変更する。
- ★ クレジットカード会社や金融機関などにも連絡する。

★日ごろからの事前対策

- ★ セキュリティソフトや携帯電話会社の対策サービス等を活用する。
- ★ ID・パスワード等の使い回しをしない。
- ★ クレジットカードやキャリア決済、インターネットバンキングの利用明細はこまめに確認する。
- ★ 利用限度額を確認し必要最低限の金額に設定する。



イラスト：消費者庁イラスト集より

※偽サイトに情報を入力した場合は、パスワードを変更しましょう。

クーリング・オフは電子メールや SNS でもできます！

訪問販売や電話勧誘など不意打ち的な勧誘を受けた場合や、マルチ商法やエステなど自分の意思がはっきりしないまま契約してしまうことがあります。そんなとき「頭を冷やして考える」ための制度が「クーリング・オフ」です。クーリング・オフは契約後一定期間内であれば無条件で解約できる制度です。はがきなどの書面で通知する方法とメールなどの電磁的記録で通知する方法があります。消費者を守るクーリング・オフ制度を活用しましょう。

電磁的記録⇒ 電子メール・ウェブサイトのクーリング・オフ専用フォーム・SNS・ファックス等

★クーリング・オフの通知の手順（メールの場合）★

① 契約書を確認し、電磁的記録によるクーリング・オフの通知先や具体的な通知方法が書かれている場合には、それを参照した上で通知を行いましょう。

② 販売会社にクーリング・オフを通知する。

メールの送付先が指定されている場合はそのアドレス宛に、分からない場合は販売会社の代表メールアドレス宛に送信します。

会社によっては自社のウェブサイトにクーリング・オフ専用フォームを設けているところもあるので、その場合はそれに従って必要事項（契約年月日・購入商品名・契約金額・販売会社名・契約者住所・氏名 通知を出す年月日 等）を入力して送信します。

※クーリング・オフは相手に通知が届いた時点ではなく、発信した日から効力が発揮されます。

③ クレジット会社にも通知する。（クレジット契約した場合）

クレジット会社が設けているクーリング・オフ専用フォームに必要事項を入力して送ります。専用フォームがない場合にはクレジット会社の代表メールアドレス宛に販売会社と同様の必要事項を記載して送信します。

④ 通知記録を保存する。

手続きを行った証拠となるので、送信済みメールはもちろん、メールの送信記録画面のスクリーンショット、ウェブサイトのクーリング・オフ専用フォームであれば画面のスクリーンショットなど、通知内容と通知した日付が分かるデータを5年間保存します。

◆はがきやFAXで通知する場合はメールの場合と同様の必要事項を漏らさず明記して、販売会社とクレジット会社宛てに送付します。送付記録を残すために必ず「特定記録郵便」か「簡易書留」で郵送します。送付前にはがきの両面をコピーして（FAXの場合は送った書面）保管しておきましょう。

※支払ったお金は全額返金してもらい、手元にある商品は着払いで返品します。

※通信販売にはクーリング・オフ制度はありませんので、特約をよく確認してください。

クーリング・オフ



偽警告によるサポート詐欺にご注意ください！

「パソコンがウイルスに感染している」などの偽の警告画面や偽警告音をだして電話をかけさせ、セキュリティソフトや有償サポート等の契約に誘導する「サポート詐欺」の手口がみられます。最近はプリペイド型の電子マネーによる支払いを指示されるケースが急増しています。



【事例】 パソコンでサイト閲覧中に突然警告音や警告メッセージが音声で流れ画面にウイルス感染の表示が出た。表示された電話番号に連絡すると遠隔操作され「セキュリティソフトを入れるのでコンビニで7万円のプリペイド型電子マネーを購入してくるように」と言われ、購入した番号を伝えてしまった。

★ アドバイス ★

- ◆偽の警告画面が出て、落ち着いて対処してください。表示された電話番号には絶対に電話をかけるはいけません。
- ◆電話をして、相手から不安をあおられても、料金を支払わないでください。電子マネーは番号を相手に伝えてしまうとお金を取り戻すことは非常に困難です。
- ◆偽の警告画面を閉じるだけで問題は解消されます。画面が消せない場合はブラウザを強制終了するかパソコンを再起動してください。
- ◆セキュリティ対策には、あらかじめ信頼できるセキュリティソフトをインストールしておくなどの対応を行い、見慣れない警告画面の指示に従わないでください。



対処法① **Esc** キーを3秒程度長押しした後、画面右上に表示された「✖」を押します。
「ページを移動しますか」と出る場合は、「移動」を選択してクリックします。

対処法② **Ctrl** + **Alt** + **Delete** を同時押し、画面右下の「電源ボタンアイコン」をクリックして「再起動」を選択してください。再起動すると保存していないデータは失われる場合があります。ページの復元を促す表示がでたらクリックせず右上の「✖」をクリックしてください。

※困ったときは (独) 情報処理推進機構 IPA 情報セキュリティ安心相談窓口 ☎ 03-5978-7509へ

イラスト：消費者庁イラスト集より



登米市消費生活相談窓口

☎ 0220-58-2117 (直通)

出前講座のお問合せは
こちらまで!!

【相談時間 月～金（祝祭日・年末年始を除く）9：00～12：00・13：00～16：00】
登米市南方町新高石浦130（登米市南方庁舎 市民生活課内）